

ちょっとうれしい、耳寄り情報。

アルマック神戸レター Vol:11

「足りることを知る」が必要…



4月に入り、めっきり暖かくなってきたように思います。私の家の近くの石屋川の桜もきれいなものでした。六甲山をバックに桜を眺めていますと、気持ちがホットする反面、昨今の新聞やニュースでも取り上げられています「自然の崩壊」が心配になります。このような豊かな自然がいつまで続くのでしょうか？

テレビでアマゾンのジャングルが伐採されていく映像などを見ていると、人間自身が自らの手で自らの都合で自然を崩壊し、自然の調和を乱しているようにしか思えません。人間が自らの欲求を過度に満たすことが、「自然の崩壊」という結果となったのではないのでしょうか。「足りることを知る」が必要では・・・という思いであります。

公認会計士・税理士 粉河 芳明

「所有権移転外ファイナンスリース取引」について

平成20年4月1日以降に契約される「所有権移転外ファイナンスリース取引」について法人税法・消費税法の取扱いを下記にまとめましたので、ご参考にしてください。

(1) 所有権移転外ファイナンスリース取引とは？

所有権移転外ファイナンスリースとは、以下のものを指します。

・所有権移転外…リース物件の所有権は貸主(リース会社)。ただし、リース契約当初よりリース物件の所有権が実質的に借主に移転することを前提とするものは除く。

・ファイナンスリース…実質的な経済効果は貸主(リース会社)より資金調達を受け、借主がリース物件を購入したと同様

① 解約不能又は解約不能に準ずる(解約金として残リース料相当の支払を要する)

② 借主がリース物件の購入価額相当額を負担している

多くのリース契約は上記の「所有権移転外ファイナンスリース」に該当するものと思われませんが、これらの判断はリース契約書等で実施することとなります。

(2) 平成20年4月1日以後締結する所有権移転外ファイナンスリース契約について

平成20年4月1日以後締結する所有権移転外ファイナンスリース契約より、法人税法及び消費税法の取扱いが、原則「リース物件が売買されたものとみなす」こととなりました。

従いまして、借主側は原則、リース料総額を貸借対照表に「リース資産」として計上し、損益計算書に「減価償却費」(リース期間を耐用年数とした定額法)として計上されます。なお、リース契約書等で「支払利息相当額」が区分されている場合は、リース料総額から控除した額が「リース資産」として計上されます。

また、リース料総額(リース契約書等で「支払利息相当額」が区分されている場合は、リース料総額から控除した額)に含まれる消費税等は、借主側が購入した場合と同様に購入時(リース物件引渡時)に消費税計算において控除を受けます。

なお、平成20年3月31日以前に締結した所有権移転外ファイナンスリース契約について、多くの借主側は「リース物件を借りていた」として、リース料支払時に「リース料」処理(経費処理)しておりましたが、この処理の継続は認められません。

Message
メッセージ

Topics
トピックス

アルマック神戸グループ

株式会社アルマック神戸 | 税理士法人アルマック神戸 | 粉河芳明公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-2-8 田嶋ビル7階D

Tel●078-262-5518 Fax●078-262-5519

Mail●info@almackobe.com URL●http://www.almackobe.com/